

## 誓約書

年 月 日

四万十市長 様

設置者住所(現住所) \_\_\_\_\_

浄化槽設置場所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

私が浄化槽の設置及び設置にかかる補助申請を行うにあたり、次のことについて誓約いたします。

### 記

- 1、補助金交付にかかる要件(補助対象となる住宅の用途、交付決定後の工事着手等)について理解し、業者任せとせず主体的に関わり、補助申請にかかる提出書類等について一切の責任を負い、補助申請の内容に誤りがあったとき、又は浄化槽の設置が補助金交付にかかる要件に該当しなくなったとき等で補助金の交付が受けられなくても一切の異議の申立を行いません。
- 2、私が設置する浄化槽に係ることで、苦情・紛争等のトラブルがあった場合は、当事者間により責任をもって解決します。
- 3、浄化槽の設置後はその処理水質を確認するため、高知県環境検査センターの実施する水質検査(新設時、毎年1回)を受けます。
- 4、浄化槽の使用については、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って保守点検(年3～4回)・清掃(年1回)を行い、これについては専門業者に委託します。
- 5、浄化槽設置場所が、下水道法第4条第1項(事業計画の認可)の認可を受け、事業が実施される際は、同法第10条(排水設備の設置等)に基づき下水道に接続します。
- 6、浄化槽の排水の取水調査に際し、敷地に立ち入ることについて拒みません。
- 7、当該住宅について用途変更する場合、浄化槽本体の処理能力を超える用途変更は行いません。
- 8、浄化槽の使用開始・廃止については、保健所に届出します。

上記事項について、内容確認のうえ四万十市防災まちづくり課まで提出してください。